

3

かつたので、回答期日たる四月五日船頭側に對し其の要求を拒絶したのである。之れに憤懣した船頭側は請負者側の態度に臆意なしとて遂へて十七日對策協議の結果各請負者に對する交渉委員を夫々選出し一方目的貫徹迄停船を執行することとし、之れが實行に入つたのである。

かくて船頭側の態度強硬にして漸次停船數を増加し請負者側は事案に多大の支障を來すに至つたので遂に十九日船頭側に會見を申込み末松商店事務所に於て、請負者側四名船頭側二十一名出席交渉の結果請負者側より、――

運搬賃の値上は不可能なるを以て之れに代ゆる意味にて賞與金として順當り參錢を換算し今年末に支給すること――

の條件を申出で漸やく解決即日就航することとなつた。

發第一〇一號

昭和十年五月十五日

福岡出張所長 清原 進

情報別紙の通御送付申上候